

# 品川区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱

制定 平成18年11月28日委員会決定 要綱第1号

改正 令和3年1月6日委員会決定 要綱第1号

令和3年3月23日委員会決定 要綱第1号

令和4年2月15日委員会決定 要綱第1号

令和7年12月16日委員会決定 要綱第2号

## (趣旨)

第1条 この選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）は、品川区選挙執行規程第8条（選挙人名簿抄本の閲覧）および第11条（在外選挙人名簿抄本の閲覧）の定めに基づき、品川区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第19条に規定する選挙人名簿および第30条の2に規定する在外選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）について、第28条の2、第28条の3および第30条の12に規定する選挙人名簿の抄本（以下「選挙人名簿抄本」という。）の閲覧に関する事務処理を定める。

## (政治活動を目的とした閲覧の申請)

第2条 選挙人名簿抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）の申出をする者（以下「申出者」という）が、法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。第4条において同じ。）を目的として閲覧する場合には、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）に規定する資料は、次の各号の区分による。

(1) 申出者が公職の候補者となろうとする者（公職にある者を除く。）である場合には、規則第3条の2第2項第1号に規定する資料は、次のいずれかとする。

この場合において、閲覧の申出ができるのは、当該申出者の公職に係る選挙区に関する部分に限るものとする。

ア 団体等による候補者選考会または推薦会における推薦決定を示すもの

イ 政党等による公認決定を示すもの

ウ 公職の候補者となろうとしていることを示すもの

※（例）・政治活動用看板の証票の交付の確認ができるもの

・当該申出者を後援する政治団体の設立届

エ その他委員会が適当と認めるもの

(2) 申出者が政党その他の政治団体である場合には、規則第3条の2第2項第2号イに規定する資料のほか、同項第2号ロに規定する資料は、次のいずれかと

する。

- ア 政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「規正法」という。）第12条の規定による収支報告書の写し
- イ 規正法第9条の規定による会計帳簿の写し
- ウ その他委員会が適当と認めるもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧の申請)

第3条 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治または選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合には、規則第3条の3第2項に規定する資料は、次のいずれかとする。

- ア 調査企画書（調査目的、調査方法、調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果報告（公表）に至るまでのスケジュールが示されたもの等）に類するもの
- イ その他委員会が適当と認めるもの

(申出書の様式)

第4条 規則第3条の2第2項および第3条の3第2項の文書の様式は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 登録の確認を目的として閲覧する場合 別記様式1
- (2) 政治活動を目的として閲覧する場合 別記様式2
- (3) 政治または選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合 別記様式3

(閲覧者に対する本人確認)

第5条 委員会が規則第3条の2第4項第2号の規定により選挙人名簿抄本を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）が本人であることを確認するために照会する文書および回答書は、別記様式4および別記様式5とする。

また、委員会が適当と認める書類は、資格確認書等本人であることが確認できる書類とする。

(閲覧の方法等)

第6条 閲覧者は、閲覧に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧は、委員会の職員の立会いのもとで、委員会が指定した時間および場所において行うこと。
- (2) 選挙人名簿抄本の破損、汚損または加筆をしないこと。

- (3) カメラおよびカメラ付き携帯電話その他の機器による複写および撮影をしてはならないこと。
- (4) その他委員会の指示に従うこと。

(閲覧事項の確認)

第7条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第8条 委員会は、閲覧者がこの要綱の定めに違反し、または委員会の指示に従わない場合には、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧の拒否)

第9条 法第28条の2第3項および第28条の3第3項に規定する閲覧を拒むに足りる相当な理由とは、次の場合をいう。

- ア ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があったとき
- イ その他委員会が相当な理由があると認めるとき

(閲覧事項に係る現状把握)

第10条 委員会は、閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理について、申出者に報告を求める等の状況把握に努めなければならない。

(公表の時期)

第11条 法第28条の4第7項に規定する閲覧状況の公表については、毎年1月に行うものとする。

2 公表の方法は、区ホームページへの掲載および品川区役所掲示板への掲示による方法とする。

(文書保存年限)

第12条 申出書その他関係書類の保存は、品川区選挙管理委員会事務局規程の定めるところによる。

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第13条 第2条から前条までの規定は、在外選挙人名簿の閲覧について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は委員会が定めるものとする。

付 則（令和7年12月16日要綱第2号）

この要綱は、令和7年12月22日から適用する。

## 別記様式1（第4条関係）

### 別記様式1（第4条関係）

#### 選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）

年　月　日

品川区選挙管理委員会委員長 あて

申出者 氏名

住所

（電話番号）

下記のとおり、5に記載する者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。また裏面の注意事項についても確認をしました。

1 活動の内容	登録の確認
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名、住所および連絡先	申出者と同じ
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
5 閲覧対象者	(閲覧対象者の氏名、住所を記載するとともに、当該者と申出者との関係について、[本人][同居の者][その他]の別を記載すること。)
備 考	1 この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。 2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

## 選挙人名簿の閲覧に係る注意事項

### 1 閲覧について

- (1) 品川区選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができます。(公職選挙法第28条の2第3項)
- (2) 品川区選挙管理委員会は、申出者または閲覧者等が偽りその他不正の手段により選挙人名簿の抄本の閲覧をし、もしくはさせた場合や規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることを勧告することができます。(公職選挙法第28条の4第2項)
- (3) 毎年少なくとも一回、閲覧申出者、利用目的の概要等を公表しています。(公職選挙法第28条の4第7項)
- (4) 偽りその他不正の手段により、選挙人名簿の閲覧をし、またはさせた者は、30万円以下の過料に処せられます。(公職選挙法第255条の4第1項第1号)
- (5) 閲覧時は毎回、運転免許証やマイナンバーカード等の国または地方公共団体が交付する当該閲覧者の顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。(公職選挙法施行規則第3条の2第4項)
- (6) 申出者欄には申出者ご本人の署名もしくは記名押印等をしてください。

### 2 閲覧事項について

- (1) 申出者は、閲覧者等による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。(公職選挙法第28条の2第12項)
- (2) 申出者、閲覧者等は、本人の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、または申出者や閲覧者等以外の者に提供してはなりません。(公職選挙法第28条の4第1項)  
※違反した場合は30万円以下の過料に処せられます。(公職選挙法第255条の4第1項第2号)
- (3) 品川区選挙管理委員会は、個人の権利利益を保護する必要があると認められるときは、必要な措置を講ずることを勧告・命令することができます。(公職選挙法第28条の4第2項、第3項および第4項)  
※命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられます。(公職選挙法第236条の2第1項)
- (4) 品川区選挙管理委員会は、必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができます。(公職選挙法第28条の4第5項)  
※報告をせず、または虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。(公職選挙法第236条の2第2項)
- (5) 品川区選挙管理委員会は、申出者に対し、閲覧事項に係る使用状況や管理状況等の報告を求めることができます。(品川区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱第10条)

## 別記様式2（第4条関係）

### 別記様式2（第4条関係）

#### 選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年　月　日

品川区選挙管理委員会委員長 あて

申出者 氏名

住所

（電話番号）

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称  
代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む）をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。また裏面の注意事項について確認をし、閲覧者等にも周知徹底いたします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）	
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)	
3 閲覧者の氏名、住所および連絡先		
4 閲覧事項の管理の方法	(1) 保管責任者： (2) 保管場所等： (3) 廃棄時期： (4) 廃棄方法：	
5 閲覧対象者の範囲		
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨を記載すること。)	
申出者が公職の候補者等であるとき		
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
申出者が政党その他の政治団体であるとき		
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲		
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
備 考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨ならびに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名およびその者の公職の種類を記載すること。  (閲覧希望日時等)  1 この様式は、公職選挙法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。 2 上記の欄8および10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」および「その四」の様式に準ずるものとする。 3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。	

## 選挙人名簿の閲覧に係る注意事項

### 1 閲覧について

- (1) 品川区選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができます。  
(公職選挙法第28条の2第3項)
- (2) 品川区選挙管理委員会は、申出者または閲覧者等が偽りその他不正の手段により選挙人名簿の抄本の閲覧をし、もしくはさせた場合や規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることを勧告することができます。(公職選挙法第28条の4第2項)
- (3) 毎年少なくとも一回、閲覧申出者、利用目的の概要等を公表しています。(公職選挙法第28条の4第7項)
- (4) 偽りその他不正の手段により、選挙人名簿の閲覧をし、またはさせた者は、30万円以下の過料に処されることとなります。(公職選挙法第255条の4第1項第1号)
- (5) 閲覧時は毎回、運転免許証やマイナンバーカード等の国または地方公共団体が交付する当該閲覧者の顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。(公職選挙法施行規則第3条の2第4項)
- (6) 申出者欄には申出者ご本人の署名もしくは記名押印等をしてください。

### 2 閲覧事項について

- (1) 申出者は、閲覧者等による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。(公職選挙法第28条の2第12項)
- (2) 申出者、閲覧者等は、本人の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、または申出者や閲覧者等以外の者に提供してはなりません。(公職選挙法第28条の4第1項)  
※違反した場合は30万円以下の過料に処せられます。(公職選挙法第255条の4第1項第2号)
- (3) 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧者および当該申出者が指定するもの以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはなりません。(公職選挙法第28条の2第6項)
- (4) 品川区選挙管理委員会は、個人の権利利益を保護する必要があると認められるときは、必要な措置を講ずることを勧告・命令することができます。(公職選挙法第28条の4第2項、第3項および第4項)  
※命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられます。  
(公職選挙法第236条の2第1項)
- (5) 品川区選挙管理委員会は、必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができます。(公職選挙法第28条の4第5項)  
※報告をせず、または虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。(公職選挙法第236条の2第2項)
- (6) 品川区選挙管理委員会は、申出者に対し、閲覧事項に係る使用状況や管理状況等の報告を求めることができます。(品川区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱第10条)

## 別記様式3（第4条関係）

### 別記様式3（第4条関係）

#### 選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）

年　月　日

品川区選挙管理委員会委員長 あて

団体名

申出者 氏名

住所

（電話番号）

申出者が国等の機関である場合にあってはその名称を、申出者が法人である場合にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記載してください。

下記のとおり、政治又は選挙に関する調査研究をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。また裏面の注意事項について確認をし、閲覧者等にも周知徹底いたします。

1 活動の内容	政治・選挙に関する（統計調査・世論調査・学術研究）
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。)
3 閲覧者の氏名、住所および連絡先	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合にあっては、閲覧者の職名および氏名を記載すること。)
4 閲覧事項の管理の方法	(1) 保管責任者： (2) 保管場所等： (3) 廃棄時期： (4) 廃棄方法：
5 閲覧対象者の範囲	(1) 閲覧対象者の範囲 (2) 調査対象数 (うち品川区での予定対象数)
6 調査研究の責任者の氏名、住所および連絡先	(申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には調査研究の責任者の職名および氏名を、申出者が法人の場合には調査研究の責任者の役職名および氏名を記載すること。)
7 調査研究の成果の取扱い	(公表の時期、方法等について具体的に記載すること。)
8 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が国又は地方公共団体の機関である場合には併せて閲覧者が当該国又は地方公共団体の機関の職員である旨を、申出者が法人である場合には併せて閲覧者が当該法人の役職員・構成員である旨を、それぞれ記載すること。)
9 法人閲覧事項取扱者の範囲	(申出者が法人である場合に記載すること。)
10 個人閲覧事項取扱者の指定	(申出者が個人である場合に記載すること。 別添申出書のとおり、法第28条の3第5項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない)
11 申出者が受託者である場合には、委託者の氏名、住所、連絡先	(委託者が国又は地方公共団体の場合はその名称を、委託者が法人の場合はその名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地を記載すること。)
備考	(添付書類について記載すること。 (閲覧希望日時等) 1 この様式は、公職選挙法第28条の3第1項の規定により、政治又は選挙に関する調査研究をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。 2 上記の欄中10の別添申出書の様式は、「その二」の様式に準ずるものとする。 3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。)

## 選挙人名簿の閲覧に係る注意事項

### 1 閲覧について

- (1) 品川区選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができます。(公職選挙法第28条の3第3項)
- (2) 品川区選挙管理委員会は、申出者または閲覧者等が偽りその他不正の手段により選挙人名簿の抄本の閲覧をし、もしくはさせた場合や規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることを勧告することができます。(公職選挙法第28条の4第2項)
- (3) 毎年少なくとも一回、閲覧申出者、利用目的の概要等を公表しています。(公職選挙法第28条の4第7項)
- (4) 偽りその他不正の手段により、選挙人名簿の閲覧をし、またはさせた者は、30万円以下の過料に処されることとなります。(公職選挙法第255条の4第1項第1号)
- (5) 閲覧時は毎回、運転免許証やマイナンバーカード等の国または地方公共団体が交付する当該閲覧者の顔写真付きの身分証明書を提示していただく必要があります。(公職選挙法施行規則第3条の2第4項)
- (6) 申出者欄には申出者ご本人の署名もしくは記名押印等をしてください。

### 2 閲覧事項について

- (1) 申出者は、閲覧者等による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。(公職選挙法第28条の3第7項)
- (2) 申出者、閲覧者等は、本人の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、または申出者や閲覧者等以外の者に提供してはなりません。(公職選挙法第28条の4第1項)  
※違反した場合は30万円以下の過料に処せられます。(公職選挙法第255条の4第1項第2号)
- (3) 法人である申出者は、閲覧者および法人閲覧事項取扱者以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはなりません。個人である申出者は、当該申出者および閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、閲覧事項を取り扱う者として指定する者の氏名および住所を申し出ることができ、閲覧者および当該申出者が指定するもの以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはなりません。(公職選挙法第28条の3第4項および第5項)
- (4) 品川区選挙管理委員会は、個人の権利利益を保護する必要があると認められるときは、必要な措置を講ずることを勧告・命令することができます。(公職選挙法第28条の4第2項、第3項および第4項)  
※命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられます。(公職選挙法第236条の2第1項)
- (5) 品川区選挙管理委員会は、必要な限度において、申出者に対し、必要な報告をさせることができます。(公職選挙法第28条の4第5項)  
※報告をせず、または虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処せられます。(公職選挙法第236条の2第2項)
- (6) 品川区選挙管理委員会は、申出者に対し、閲覧事項に係る使用状況や管理状況等の報告を求めることができます。(品川区選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱第10条)

別記様式4（第5条関係）

品選発第〇〇号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

閲覧者

(住所)  
(氏名)

品川区選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○ 印

選挙人名簿抄本の閲覧に係る閲覧者の確認について（照会）

選挙人名簿抄本を閲覧するに当たり、公職選挙法施行規則第3条の2第4項第2号により、あなたが閲覧者本人であることを確認する必要がありますので、別紙により回答してください。

（注）閲覧する際には、別紙回答書及び本人確認ができるものを必ず持参してください。

別記様式5（第5条関係）

回 答 書

品川区選挙管理委員会から令和〇〇年〇〇月〇〇日付品選発第〇〇号により照会のあったことについて、私は、選挙人名簿抄本を閲覧する閲覧者本人であることに相違ありませんので、その旨回答します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

品川区選挙管理委員会  
委員長 ○ ○ ○ ○

住 所  
氏 名